（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正）

第百四十七条　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律」の下に「（平成十五年法律第四十号）」を加え、「同条第五項から第七項まで」を「同条第六項から第八項まで」に、「及び第四項」を「及び第五項」に、「同条第六項及び第七項」を「同条第七項及び第八項」に、「「同条第四項」を「「同条第五項」に改める。

第十四条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　私立大学派遣検察官等に関する国共済法第百二条の規定の適用については、同条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）及び国」と、「第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「法科大学院設置者及び国」とする。

第十四条第四項を削り、同条第五項中「同項の規定により読み替えられた国共済法第九十九条第二項」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十五条第一項中「、同法第四章及び第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と」を削り、「同条第五項から第七項まで」を「同条第六項」に改める。

第十六条第一項を次のように改める。

私立大学派遣検察官等に関する私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定の適用については、同法第二十七条第一項中「掛金及び加入者保険料（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。次項において同じ。）」とあり、同条第二項中「掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）」とあり、並びに同法第二十八条第二項から第五項まで、第二十九条第一項、第二十九条の二、第三十条第一項及び第三項から第六項まで、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条第二項中「掛金等」とあるのは「掛金」と、同法第二十九条第二項中「及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛金等」とあり、及び同条第三項中「及び厚生年金保険法による標準賞与額に係る掛金等」とあるのは「に係る掛金」とする。

第十六条第二項中「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律」の下に「（平成十五年法律第四十号）」を加え、「第二十二条第二項及び第七項」を「第二十二条第三項及び第八項」に、「「給与」を「「報酬」に、「同条第三項」を「同条第三項及び第五項」に改める。

第二十一条中「社会保険関係法（）」の下に「厚生年金保険法、」を加える。

（人事訴訟法の一部改正）

第百四十八条　人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「標準報酬等の按分（あん）割合に関する処分（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十八条の二第二項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十三条の五第二項（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百五条第二項の規定による処分をいう。）」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十八条の二第二項の規定による処分」に改める。

（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正）

第百四十九条　判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　弁護士職務従事職員に関する国家公務員共済組合法第百二条の規定の適用については、同条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等（以下「受入先弁護士法人等」という。）」と、「それぞれ第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「受入先弁護士法人等」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「受入先弁護士法人等」とする。

第八条第四項を削る。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の一部改正）

第百五十条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律による年金たる給付」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金たる保険給付（政府が支給するものを除く。）」に、「同法」を「国民年金法」に改める。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第百五十一条　郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第九十四条第三項中「新国共済法附則第二十条の三第四項及び第二十条の七第一項」を「国家公務員共済組合法附則第二十条の二第四項及び第二十条の六第一項」に改める。

附則第九十五条中「附則第二十条の三第二項」を「附則第二十条の二第二項」に改める。

（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百五十二条　恩給法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第六条を附則第七条とし、附則第五条の次に次の一条を加える。

（文官等に給する普通恩給等の年額の特例）

第六条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第一条第三号に定める日（以下「第三号施行日」という。）の属する月分以降の公務員（新昭和二十八年改正法附則第十条第一項に規定する旧軍人を除く。以下この条において同じ。）に給する普通恩給又はその遺族に給する扶助料（新恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料を除く。以下この条において同じ。）の年額（新恩給法第七十五条第二項又は新昭和五十一年改正法附則第十四条第一項若しくは第二項の規定による加給又は加算の年額を含む。以下この条において同じ。）は、この項の規定の適用がないものとした場合におけるこれらの年額が国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第